測量業務等共通仕様書変更対照表 改正後:令和7年6月25日土技第489号(令和7年7月1日適用) 改正前:令和5年6月1日土技第321号(令和5年7月1日適用) 測量業務共通仕様書 測量業務共通仕様書 (土技第979号 昭和60年4月1日) (土技第979号 昭和60年4月1日) (土技第489号 令和7年6月25日) (土技第321号 令和5年6月1日) 令和7年7月 令和5年7月 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部

測量業務等共通仕様書変更対照表

改正後:令和7年6月25日土技第489号(令和7年7月1日適用) 改正前:令和5年6月1日土技第321号(令和5年7月1日適用)

第1章 総則

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1. 「発注者」とは、沖縄県財務規則第2条《用語》第7号の規定に基づく契約担当者をいう。
- 2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾 または協議等の職務を行う者で、契約書第9条《調査職員》第1項に規定する者であり、総括調査員、 主任調査員及び調査員を総称していう。
- 4. 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等(会計法(昭和二十二年法律第三十五号第29条の3第1項に規定する契約担当者をいう。)に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。

第112条 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の 方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿) に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて 書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

- 2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。

また、受注者は、業務完了時(完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時

第1章 総則

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1. 「発注者」とは、沖縄県財務規則第2条《用語》第7号の規定に基づく契約担当者をいう。
- 2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条《調査職員》第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
- 4. 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等(会計法(平成 18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当者をいう。)に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。

第112条 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の 方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿) に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

- 2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。

また、受注者は、業務完了時(完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその

測量業務等共通仕様書変更対照表

改正後:令和7年6月25日土技第489号(令和7年7月1日適用)

点)には支給品精算書を調査職員に提出しなければならない。

- 4. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
- 6. 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」^{※1}「ウィークリースタンス」^{※2}に努める。

※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。 なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの 対応をすることをいう。

※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受 発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

第133条 安全等の確保

- 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和7年3月)を 参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

第141条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム (NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」(令和6年4月一部改正) により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定され ている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果調査表の提出を要しない。

改正前:令和5年6月1日土技第321号(令和5年7月1日適用)

時点)には支給品精算書を調査職員に提出しなければならない。

- 4. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
- 6. 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。 なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの 対応をすることをいう。

第133条 安全等の確保

- 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和<u>2</u>年3月)を 参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

第141条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム (NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

測量業務等共通仕様書変更対照表

改正後: 令和7年6月25日土技第489号 (令和7年7月1日適用) 改正前: 令和5年6月1日土技第321号 (令和5年7月1日適用)

2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾

が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。